JRTニュースレター

2024/7.10

日本いも類研究会事務局

目 次

川越地方のサツマイモ文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
令和 6 年度いも類関係催し物のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
カンショ農業者の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4頁

◇「川越地方のサツマイモ文化史」をお届けします。

昨年7月に逝去された日本いも類研究会前会長の井上浩氏が遺された原稿が、ご遺族等により「川越地方のサツマイモ文化史」として完成しました。

この著では、長年に及ぶサツマイモの歴史、文化の調査、研究を踏まえて、地元である川越地方における 江戸時代からのサツマイモの栽培を始め、焼きいもの流行がつぶさに記録されています。特に、川越のサ ツマイモ資料館時代に全国から訪れた、各年代の女性、男性の生の声を記録した「第 12 章 サツマイモ資 料館での聞き書き」は貴重な資料です。

ご遺族のご厚意により会員の皆様にお届けしますのでぜひ、手に取り読んでいただくようお勧めします。 なお、「川越地方のサツマイモ文化史」は日本いも類研究会の以下の URL に全文が掲載されています。 https://www.jrt.gr.jp/kawagoe_sp_history/

◇令和6年度いも類関係催し物のお知らせ

・令和6年度ポテトチップス試食調査

毎年行っているポテトチップス試食調査を本年も行います。

試食調査用品種 しんせい、シャイニールビー、ゆめいころ他2品種

調査時期 10 月下旬~11 月上旬

調査結果はまとめて日本いも類研究会ホームページで公表します。

令和5年度は約850名の方が参加していただきました。

過去の試食調査結果は日本いも類研究会の以下の URL で参照できます。

https://www.jrt.gr.jp/potato_chips/

令和6年度農林水産省消費者の部屋

毎年行っております消費者の部屋「さつまいも・じゃがいもの週 ~おいもの魅力~」を本年も農林水産省地域作物課の主催、一般財団法人いも類振興会の協力で行います。

日程 10月21日(月)~10月25日(金)

場所 農林水産省消費者の部屋(農林水産省北別館1階 北別館の入り口からは自由に入れます さつまいも・じゃがいもには、青果用、加工食品用、アルコール用、でん粉原料用などの様々な用途があり、栽培地域も全国にまたがっていることから、それぞれの用途・地域に合った特性を持つ品種が数多く育成されてきました。

本展示では、近年開発された新品種や、それらを用いたいも類の加工品、いもでん粉を使用した製品をご紹介するとともに、我が国のばれいしょ・かんしょの歴史と現在の状況についてパネル展示を行います。

なお、本年は試食も行う予定です。(現在試食用については検討中です。)

・異常気象(高温)による芋類の生産・利用への影響に関する情報交換会

近年の地球温暖化を背景に異常気象が頻発しており、令和5年産では、ジャガイモではライマン値の低下や発芽障害、サツマイモでは「干し芋」や「焼き芋」の品質・歩留りの低下などの被害が発生しています。このため、8月を目途にオンラインの Web 会議方式により、被害の状況や研究への取組み状況・成果について情報共有するとともに、今後の対策について情報交換を行う予定です。

主 催: 日本いも類研究会、一般財団法人いも類振興会

参集範囲: 日本いも類研究会の会員のほか、日本いも類研究会のHP(JRTWeb)でも周知し原則として自由参加とします。

ジャガイモ黒あし病とサツマイモ茎根細菌病についてのご注意

ジャガイモとサツマイモの病害で近年注目を集めているのが、ジャガイモ黒あし病とサツマイモ茎根細菌病です。いずれも、病原菌は細菌・バクテリアです。

農研機構が発行したジャガイモ黒あし病診断法標準作業手順書では、この病害はいくつかの原因となる細菌があり、本病害の主要細菌の一つはディケヤ・ディアンシコラ(Dickeya dianthicola; 同 Ddi)と書かれています。また、Dickeya chrysanthemi という細菌も病害の原因として報告されています。

一方、サツマイモ茎根細菌病については4月に送りましたミニレターの鹿児島県病害虫防除所令和5年度技術情報第18号によると、この病害の主要細菌はDickeya sp.となっており、同じDickeya 属の細菌のようです。

ジャガイモ黒あし病診断法標準作業手順書

https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/laboratory/naro/sop/154470.html

Dickeya chrysanthemi による黒あし病の発生については以下の URL を参照してください。 https://www.naro.go.jp/project/results/4th_laboratory/harc/2020/dickeya_chrysanthemi.html#

※ジャガイモとサツマイモと同じ細菌の属で病害が発生するので、栽培ほ場等ご注意願います。

カンショ農業者の皆様へ



種苗法改正により、令和4年4月1日から 農研機構のカンショ登録品種の増殖 には許諾が必要です(無償)

「自家用の栽培向け増殖」(*)が必要な方は、手続き方法や 遵守事項をご確認の上、農研機構のWebサイトから申請を お願いします。



- ▲申請はこちらから
- (*)「自家用の栽培向け増殖」は、カンショの場合、例えば以下のような行為をいいます。
 - ・収穫した芋から種芋や切り苗を得て、これを自分の圃場に定植すること
 - ・購入した種芋や親株からツル苗等を採り、これを自分の圃場に定植すること

1. 対象者

農研機構のカンショ登録品種を生産・出荷する農業者等のうち、 **自家用の栽培向け増殖を行う方**

カンショ登録品種一覧(五十音順) ※令和4年3月31日時点。権利切れの品種を除く

あいこまち、あかねみのり、アケムラサキ*、あまはづき、アヤコマチ、オキコガネ、オリジンルビー*、からゆたか、クイックスイート、九育観 1号*、九育観 2*、九育観 3*、九育観 4*、九育観 5*、九育観 6*、九育葉 2号、九州 1 2 1号、九州 1 3 7号*、九州 1 3 8号、コガネマサリ、こないしん、コナセンリ、コナホマレ、こなみずき、サエムラサキ*、サツマアカネ*、サツママサリ、すいおう、スズコガネ*、すずほっくり、スターチクイン、ダイチノユメ、タマアカネ、タマオトメ、知恵の葉*、ちゅらかなさ、ときまさり、パープルスイートロード*、八マコマチ、ひめあやか、ふくむらさき、べにはるか、べにまさり、ほしあかね、ほしキラリ、ほしこがね、みちしずく、むらさきほまれ、ムラサキマサリ*、ゆきこまち

*については、個別の対応が必要となりますので、申請前に当機構育成者権管理課にお問い合わせください。

2. 手続きの流れ

農業者個人又はとりまとめ団体

が、農研機構ホームページから申 請して下さい。**許諾料は無料**です。

(生産者団体の単位ではなく、複数名を代表者が取りまとめて申請することも可能です。)

農業者等又はとりまとめ団体 ①許諾申請 (農研機構HP) ・ 通知メール ・ 農 研 機 構

3. 留意事項

- 農研機構の利用許諾を受けた種苗会社等から購入した種苗<u>(種芋、</u> 切り苗、ポット苗等) そのものから自家用の栽培向け増殖を行う場合、 種苗入手後1年間に限り許諾手続きは不要です。
- 種苗<u>入手後1年を過ぎて、種芋の伏せ込みや定植する場合は、本許</u> **諾が必要**です。
- <u>許諾期間は、許諾通知の日付から3年経過した後の最初の指定日</u> (10月31日)です。<u>当該期間後は種苗を更新</u>してください。

4. Q&A

Q1:「自家用の栽培向け増殖」の許諾を受ければ、増殖を行った種苗を他者へ譲渡できますか A1:「自家用の栽培向け増殖」の許諾のみでは、増殖した種苗を他者に譲渡することはできません。増殖した種苗を、他者へ種苗として譲渡する場合は、有償・無償に関わらず、別途団体等を通じた利用許諾の契約手続きが必要となります(農研機構の利用許諾HPをご参照ください)。なお、農研機構では、個人の方との利用許諾契約は行っておりませんので、許諾を希望する場合は、団体様の名義で申し込み下さい。

- Q2:令和4年4月1日以前に伏せ込んだ種芋から採った苗を令和4年4月1日以降に定植する場合は許諾は必要ですか
- A2:種苗の入手後1年を過ぎて、令和4年4月1日以降に定植する場合は自家用の栽培向け増殖 の許諾が必要になります。
- O3:家庭菜園は「自家用の栽培向け増殖」に該当しませんか
- A3:個人の趣味による栽培や自家消費用の利用は種苗法で制限されておらず、今回お示しした 「自家用の栽培向け増殖」にも該当しませんので、許諾は不要です。但し、個人の趣味によ る栽培や自家消費用の利用において増殖した種苗やその種苗から生産した収穫物を他者に譲 渡することは育成者権の侵害となります。優良な品種の海外流出につながらないよう、適切 な種苗の管理をお願いします。
- Q4:なぜ、カンショについて、種苗そのものから自家用の栽培向け増殖を行うことを、入手後 一年間に限り許諾手続き不要としているのですか
- A4: この品目については、種苗法の一部改正以前から、入手した種苗を増殖した上で自己の農業経営に用いることを認めていたことから、今般の許諾においても入手後1年間に限り手続き不要としております。
- Q5:許諾期間が過ぎた場合は新規の申請は必要ですか
- A5:許諾期間が過ぎた場合は増殖を行わずに種苗を更新してください。その上で、種苗更新後1年が経過した日以降も引き続き増殖する場合は、申請が必要となります。

なお、病害抵抗性の低下など特性を損なう徴候が見られる場合は、許諾期間満了を待たずに 早めに種苗更新をしてください。農研機構では、サツマイモ基腐病の拡大防止に、組織をあ げて取り組んでおります。基腐病の発病圃場からは、種イモを採取しない等、基腐病防除に も十分ご留意ください。

- **06:複数年にわたり種苗を更新せず、増殖を繰り返している苗について許諾申請は可能ですか**
- A6:複数年にわたり増殖を繰り返している種苗については、病害抵抗性の低下など特性が損なわれているおそれがあります。このため、当該種苗を更新した上で、引き続き増殖を行う場合は、必要な申請を行ってください。(許諾期間後の申請についてはQ5を参照)
- Q7:毎年正当に入手した種苗に更新する場合は、許諾申請は必要ですか

A7:必要ありません。

Q8:許諾期間である3年を待たずに種苗を更新するのは、問題ありますか

A8:問題ありません。

<許諾手続きや遵守事項の確認、お問い合わせはこちら>

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 知的財産部 育成者権管理課

https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html

